

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

りそなグループは、金融持株会社であるりそなホールディングスの傘下にりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行及びみなと銀行を有する金融グループです。

りそな銀行では、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

その一環として、りそな銀行では、適用法令等を遵守するため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る方針及び手続を定めています。

1 組織体制

りそな銀行取締役会は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の効果的な防止態勢構築に責任を持って対応いたします。

りそな銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、マネー・ローンダリング防止統括責任者を定め、コンプライアンス統括部マネー・ローンダリング対策グループ（以下、「AMLG」といいます。）を設置しています。

AMLG は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務計画の管理、並びにその方針及び手続の制定において中心的な役割を担い、りそな銀行取締役会に報告を行います。

2 リスクの特定・評価・低減

りそな銀行は、リスクベース・アプローチの考え方に則り、自社におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスクの特定・評価・低減を適時適切に実施いたします。

3 顧客管理

りそな銀行は、顧客のリスクに応じて、本人確認及び顧客デューデリジェンスを実施し、必要に応じて、真の受益者の確認についても実施いたします。

りそな銀行は、新規顧客との取引関係構築時のデューデリジェンスに加え、必要に応じて、顧客との取引関係を通じた継続的なデューデリジェンスを実施いたします。

りそな銀行は、顧客デューデリジェンスにおいて、虚偽の個人情報を使用するなどの不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

4 取引モニタリング

りそな銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、取引のモニタリングを実施いたします。

5 疑わしい取引の届出

りそな銀行は、取引モニタリングにおいて検知された「疑わしい取引」を、社内において適切に処理及び報告いたします。

りそな銀行は、取引モニタリングにおいて検知された「疑わしい取引」を、当局に対して速やかに届出いたします。

6 経済制裁及び資産凍結

りそな銀行は、経済制裁法規制に関する適用法令等の趣旨を理解し、りそな銀行の全役員及び従業員は、りそな銀行の定める関連する方針及び手続を遵守いたします。

りそな銀行は、適用される経済制裁リストを使用して、顧客及び取引に関するスクリーニングを実施いたします。

りそな銀行は、資産凍結に関する適用法令等に従い、当局により指定された法人及び個人に対する資産凍結の措置を実施いたします。

7 贈収賄及び汚職防止

りそな銀行は、贈収賄の禁止に関する適用法令等の趣旨を理解し、りそな銀行の全役員及び従業員は、りそな銀行の定める関連する方針及び手続を遵守いたします。

8 コルレス先及びシェルバンク

りそな銀行は、コルレス先の情報収集及びその評価を適切に行い、必要に応じて、コルレス先のリスクに応じた適切なリスク対応策を講じます。

りそな銀行では、シェルバンク（実態のない銀行）との関係を構築することを禁止しています。

9 研修

りそな銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る自社の方針及び手続、並びに関連法令等の理解と重要性の意識醸成のため、全役員及び従業員に対する定期研修を実施いたします。

10 記録保存

りそな銀行は、適用法令等を遵守した、記録保存に関する方針及び手続を定めています。

11 IT システムの活用

りそな銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、IT システムを有効に活用します。

12 データ管理

りそな銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、必要なデータを把握、蓄積し、適切に管理します。

13 監査

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止態勢確保のため、りそな銀行では、独立した監査人による、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る自社の方針及び手続、並びに適用法令等の遵守状況のモニタリングを行います。